

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、継続的な発展を図るとともに、高い企業倫理を確立し、社会的信用を保持するため、適正な牽制機能を通じて経営の意思決定の公正性、透明性、的確性を確保すること、併せて当社グループのすべての役員・従業員が法令及び社会ルール等を遵守し、当社グループが定める行動指針及びサステナビリティ基本規程ほか関連諸規程に則って誠実に行動する組織風土づくりに努めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引関係の維持・強化、ひいては当社グループ事業の発展に資すると考える場合に上場株式を取得、保有します。なお、事業環境の変化に伴い、当該上場会社との取引関係の重要性が低下し、保有する意義が乏しいと判断される株式については縮減します。

また、政策保有株式については、毎年定期的に、取締役会において、全ての上場株式について資本コストを考慮した経済合理性や将来の見通し、取引関係の維持・強化、当社グループ事業への影響等を検証し、保有の必要性を判断しています。

(1) 評価結果

2025年度においては1銘柄を売却しました。

(2) 議決権行使について

政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、以下の要件に該当する場合は、企業価値向上に向けた考え方を確認した上で、賛否を判断します。

①株主価値が大きく毀損される事態が生じた場合

②コーポレートガバナンス上に重大な懸念事項が生じた場合

【原則1-7 関連当事者間の取引】

(1) 当社は取締役の競業取引及び利益相反取引については、事前にと取締役会の承認を得て、取引実績を取締役に報告することとしております。

(2) 当社と関連当事者との取引に当たっては、取引の都度価格を交渉し、一般的取引条件と同様に各取引に係る価格を決定することとし、この通例的条件と異なる取引を行う場合は、取締役会の承認を得るものとします。

なお、親会社及びその子会社(以下「親会社グループ」という。)との重要な取引については、特別委員会の審議・答申を経て取締役会にて対象取引の承認を行うこととしています。

【補充原則2-4-① 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保】

当社従業員の管理職(中核人材)の登用については、資格等級に応じた評価制度に基づく適切かつ公平な評価のもと、能力および適性に応じ登用することとしております。

当社は、本社に「ウェルビーイング部会」を組成し、「一人ひとりがいきいきと働き、能力を最大限に発揮できる環境を構築する」の方針のもと、社内環境の改善を図っており、経営計画の重要項目である人材の確保については、新卒・中途採用の別や性別、国籍等にとらわれることなく、能力・資質に応じ管理職に登用する方針としております。

具体的には新卒は毎年50名程度の採用を目指しておりますが、中途採用も人材の流動化が進む時勢において、将来の管理職への登用も視野に中堅クラスの保有免許要件を緩和するなどし、毎年20名の採用を目標に定めております。また、女性社員に関しても現在、当社の総合職全体に占める女性総合職の割合が8.9%と低いことから、新卒採用の20%以上を女性とすることを目標とし、女性の管理職比率については、2030年度には3%以上とする目標を定めております。さらに今後は外国人の管理職登用も視野に採用強化を図るべく、現在その採用手法や採用後の育成方法の検討を進めております。

併せて、同じく経営計画の重要項目としている人材育成については、階層別研修の他、中長期にわたる経営基盤強化及びバランスの良い経営力向上の観点から、次世代経営層候補の早期育成を目的とした『経営者養成研修』を、中途採用者へは即戦力としての強化を図るための『中途採用者入社時研修』を導入するなど、人材育成強化に努めております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金は信託銀行等へ委託している規約型確定給付企業年金であり、従業員の安定的な資産形成につながること及び財政状態にも影響を与えることを踏まえ、積立金の運用にあたっては、基本方針及び運用管理規程等を定め適切に運用しております。また、担当部署である人事部人事労政グループには運用機関に対するモニタリング等実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置しております。

また、当社は確定拠出年金制度も採用し、一人ひとりのライフプランに応じた自由な資産形成を支援するため、従業員に対し、運用商品の選定機会や従業員に対する教育機会を提供しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)当社は、経営理念をWebサイトの「会社情報」→「経営理念」にて開示しております。

(<https://www.psc.co.jp/about/company/philosophy.html>)

また、「中期経営計画2025」をWebサイトの「IR情報」→「中期経営計画」にて開示しており、中期経営計画の中で、中・長期の経営戦略・経営計画を示しております。

(<https://www.psc.co.jp/about/ir/plan.html>)

(ii)コーポレートガバナンスにかかる基本的な考え方については、本報告書I-1をご参照ください。

また、当社はコーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則の趣旨を踏まえ、企業の継続的な発展を図るとともに、高い企業倫理を確立し、社会的信用を獲得するよう努めていくことを基本方針としています。この基本方針を果たすため当社は、取締役会の活性化、内部監査制度の充実、IR活動の拡充等により、コーポレートガバナンスの充実に向けた取り組みを継続的に進めていきます。

(iii)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっては、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、報酬諮問委員会で審議の上、取締役会にて決議しております。執行役員については、その役割と責任に応じた基本金額を基に、報酬諮問委員会で審議の上、取締役会にて決議しております。また、当社は、経営陣幹部・取締役の報酬決定の過程をより透明化し、持続的な成長に向けたインセンティブとして、中長期的な業績に連動する、株式報酬を含めた業績連動報酬制度を採用しております。

なお、報酬を決定するに当たっての方針と手続きの具体的な内容については、「有価証券報告書」にて開示しております。

(https://www.psc.co.jp/about/ir/library/security_reports.html)

(iv)社内取締役の選任にあたり、次の「基本方針」に基づき人財を選任するものとします。

(1)会社への愛着・熱意・改善に向けた強い意欲をもち、競争優位をもたらすと同時に社会貢献に寄与する経営ビジョンを示すことができる人財

(2)経営ビジョンの実現に向け、経営を担う高度な専門的知見を備え、公平・公正な決断の下、経営執行能力が優れる人財

(3)深い懐で相手に接し、社員・顧客をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を構築できる人財

社外取締役の選任にあたり、当社の取締役および経営の監督を行うとともに、その豊富な経験と幅広い見識に基づき的確・適切な助言を行うことができる人財を選任するものとします。

取締役候補者の選任に関する議案の株主総会への提出は、指名諮問委員会が候補者を指名のうえ、取締役会の決議により決定するものとします。

取締役について、著しい法令・定款違反、または取締役の選任要件に照らして資質を欠くことが明白と認められる事由が生じた場合には、当該取締役の役付の解職または株主総会に対する解任議案の提出について指名諮問委員会にて審議を行い、その答申をもとに取締役会の決議により決定するものとします。

執行役員(役付執行役員を含む。以下同じ)の選任にあたり、迅速な業務執行及び業務執行の管理・監督機能を強化する目的で、全部門から選任することとしており、適材適所の観点から人財を選定するものとします。

取締役を兼務する執行役員の選任にあたり、指名諮問委員会が候補者を指名のうえ、取締役会の決議により決定するものとします。

取締役を兼務しない執行役員の選任にあたり、代表取締役社長執行役員が候補者を指名のうえ、取締役会の決議により決定するものとします。

取締役を兼務する執行役員について、著しい法令・定款違反、または執行役員の選任要件に照らして資質を欠くことが明白と認められる事由が生じた場合には、指名諮問委員会にて審議を行い、その答申をもとに取締役会の決議により執行役員を解任するものとします。

取締役を兼務しない執行役員について、著しい法令・定款違反、または執行役員の選任要件に照らして資質を欠くことが明白と認められる事由が生じた場合には、取締役会の決議により執行役員を解任するものとします。

監査役候補の指名に当たっては、財務・会計に関する十分な知見の有無、監査業務又は企業経営の経験、当社事業への理解等を総合的に考慮して人財を選定しております。上記方針のもと、代表取締役社長執行役員が人財を選定し、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決議しております。

(v)取締役候補者及び監査役候補者の選任理由については、招集通知に記載しております。また、解任を行う場合においても、招集通知に解任理由を記載致します。

【補充原則3-1-③ サステナビリティについての取り組み】

当社は2023年度より、経営会議の下にサステナビリティ推進委員会を設置し、サステナビリティに関わる活動方針及び年度計画、活動実績の評価、その他サステナビリティ推進に関する事項について審議を行って体制を構築しております。中期経営計画2025では、社会や事業環境の変化を踏まえ、重要課題を13項目に見直すとともに、「環境への取り組みとウェルビーイングの強化」することを掲げました。特に「環境」と「人的資本」への対応に注力し、サステナビリティ経営を推進していきます。

◆人的資本、知的財産への投資等

当社は、人権方針に基づき、一人ひとりがいきいきと働き、能力を最大限に発揮できる環境を構築するため、人的資本経営を推進しています。人事施策として、採用、育成を充実させ、公正・公平な評価、処遇に努め、エンゲージメント向上に取り組んでいます。研究開発については、社会的ニーズに対応した技術の開発や脱炭素社会に向けた研究及び技術開発を進めていきます。中期経営計画2025では、処遇の改善や研修の充実、研究開発等に投資する予定です。

◆気候変動をはじめとした環境課題への対応

当社は、「持続可能な環境配慮型社会の実現」に向けて、「The Green Vision」を策定し、大成建設グループ長期環境目標(「TAISEI Green Target 2050」)が掲げる「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現に取り組んでいます。

特に、気候変動課題に関しては、TCFDフレームワークに沿って「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の分析、対応を進めており、その内容を「有価証券報告書第78期」に掲載しております。

また、GHG排出量の削減目標については、2050年度のカーボンニュートラルの実現を目指し、2022年度を基準として設定しています。Scope1+2については2026年度および2030年度の削減目標、Scope3(カテゴリ1+11)については2030年度の削減目標を策定し、目標達成に向けて取り組んでいます。

【補充原則4-1① 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、経営の最高意思決定機関として、業務の適正を確保するための体制を整えるとともに、取締役会規程及び職務権限規程に従って、法令や定款に定められた事項や経営に関わる重要な事項について意思決定を行うこととし、業務執行権限を執行役員に委嘱し、執行責任を明確化することで、取締役会の経営機能を強化しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、以下のすべてに該当しない社外取締役を独立社外取締役とする判断基準を策定しております。

1. 当社の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主)又は当該主要株主の取締役、監査役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者

2. 主要な取引先(注)の取締役、監査役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者

注:主要な取引先とは、次の①及び②をいう。

①当社を主要な取引先とする者

直近事業年度における取引の対価となる当社から取引先への支払額が、その取引先の連結売上高の2%を超える取引先

②当社の主要な取引先

直近事業年度における取引の対価となる取引先から当社への支払額が、当社の連結売上高の2%を超える取引先

3. 過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社から役員報酬以外に、1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、税務専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)

【補充原則4-10① 任意の仕組みの活用 独立性に関する考え方】

当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していないものの、役員15名のうち社外役員6名(社外取締役4名、社外監査役2名)を選任することで、独立した客観的な立場からの監督・監査機能確保しております。また、当社は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。

指名諮問委員会においては、社外取締役4名全員(全員が独立社外取締役)及び社長の5名で構成しており、過半数を独立社外取締役としております。本委員会は、取締役会からの諮問に応じて、代表取締役及び役付取締役の選定・解職・職務分担に関する事項、取締役(執行役員兼務を含む)候補者の指名、及び取締役(執行役員兼務を含む)の解任等についての審議を行い、答申することとしております。2025年度においては4回開催致しました。

報酬諮問委員会においては、社外取締役4名全員(全員が独立社外取締役)及び社長の5名で構成しており、過半数を独立社外取締役としております。本委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役及び執行役員に関する個人別報酬額及び報酬の構成・方針・決定手続等についての審議を行い、答申することとしております。2025年度においては4回開催致しました。

なお、取締役会は、両諮問委員会からの答申を十分に尊重することを規程で定めております。

【補充原則4-11① 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社の取締役会は、企業経営、法務・内部統制・財務・会計、グローバル、業界知見、技術開発・DX、環境・安全・品質の各分野において豊富な経験・優れた知見を有する方で構成されることとしており、多様性が確保され、人材のバランス及び規模が適切なものとなるように配慮しております。

この考え方を踏まえ、取締役及び監査役が備えるべきスキルを一覧化した「スキル・マトリックス」に照らし、豊富な経験・優れた知見を保有する取締役・監査役をバランスよく備え、多様性を確保しております。現在の構成は、取締役12名のうち4名の社外取締役を選任しており、そのうち3名は企業経営者、1名は企業法務の専門家とし、全員を東京証券取引所に独立役員として届出しております。

なお、各取締役及び監査役のスキルにつきましては、別添のとおりです。

【補充原則4-11② 取締役・監査役の兼任状況】

役員の兼任については、株主総会招集通知の事業報告に記載の通りですが、合理的な範囲にとどめております。

(<https://www.psc.co.jp/about/ir/shareholder.html>)

【補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、2月に取締役会全体についての実効性に関する分析・評価の為、取締役・監査役全員にアンケートを実施しております。アンケート内容は「取締役会の構成・役割」「取締役会での審議・情報提供」「取締役会の運営・総論」等を項目として14名全員から回答を得ました。また、取締役会事務局において、社外取締役を含む非業務執行取締役及び監査役の8名に対し、個別にヒアリングを実施いたしました。

その結果を分析して取締役会へ報告しましたところ、当社取締役会の実効性はおおむね確保されている事が確認されました。また、取締役会において各取締役が多様な知識・経験を生かした意見を述べており、多様性が確保されていると認識しております。今後、取締役会の実効性を更に高めるため、一部課題となった議案説明の工夫、取締役会資料の充実、企業価値向上に資する重要テーマの設定等について引続き改善に取り組んでまいります。

【補充原則4-14② 取締役・監査役のトレーニングの方針】

取締役は、社外及び社内各種研修(新任役員セミナー・コンプライアンス研修など)を受講しており、監査役についても同様に各種の研修に参加しております。また、取締役全員を対象とする説明会(土・建築・技術・管理の各本部の事業内容、事業戦略等)を定期的に行うことで、社外取締役には当社の実情をより深く理解してもらい、また各事業を担当する取締役には、他部門の事業をより理解することで会社経営全般に活かしてもらうよう努めております。2020年からは新任社外取締役には会社概況を説明しております。また、各社外取締役には、現場・工場見学を実施し、事業の理解のさらなる充実を図っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(i) 当社は、IR担当部署(総務部)を統括する取締役管理本部長をIR担当役員とすることで、株主との建設的な対話を実施してまいります。

(ii) 当社は、IR担当窓口である総務部を中心に経営企画室、経理・財務部等のIR関連部門と定期的に情報共有を図っております。

(iii) 当社は、適宜、個別面談等、IRを受けております。また、年2回(第2四半期、期末)の決算発表後、機関投資家、アナリスト向け決算説明会を実施しております。

(iv) 当社はIR活動にて株主や機関投資家から寄せられた意見等について、経営陣幹部及び関連部署へ報告し情報を共有しております。

(v) 当社は決算発表前の期間については、機関投資家等との対話を制限しており、社内ではインサイダーに関する規程を定め、情報管理に留意しております。

また、建設的な対話を促進するための基本方針、体制等を定めたディスクロージャーポリシーをWebサイトに掲載しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無 	有り
アップデート日付 	2026年6月2日

該当項目に関する説明

当社は、中期経営計画を策定し、同計画で業績(売上高や利益)や、財務指標等(ROEやPBR、配当性向等)の目標を定め、Webサイト等で開示しています。

また、決算説明会等において、進捗や評価を報告するとともに目標達成に向けた具体的な施策を説明しています。

なお、中期経営計画は、業績、将来の社会情勢及び経済情勢を踏まえ、毎年見直しを行っており、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、決算説明会や株主総会等で説明を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大成建設株式会社	23,790,587	50.19
UBE三菱セメント株式会社	4,406,054	9.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,117,800	4.46
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,382,200	2.91
岡山県	839,740	1.77
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	815,500	1.72
MSIP CLIENT SECURITIES	708,704	1.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75949口)	574,548	1.21
ピーエス・コンストラクション取引先持株会	560,960	1.18
住友電気工業株式会社	500,000	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	大成建設株式会社 (上場: 東京、名古屋) (コード) 1801

補足説明更新

- 1. 持株比率は、自己株式(92,035株)を控除して計算しております。
- 2. 持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 自己株式には、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の信託口である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75949口)が保有する当社株式(574,548株)は含まれておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社グループとの取引において少数株主の利益を保護することを目的に、取締役会の諮問機関として特別委員会を設置しております。特別委員会では、親会社グループとの間で行う重要な取引・行為等について、当該取引の必要性、合理性及び妥当性を審議し、取締役会に答申しております。

特別委員会の委員は、3名以上の独立社外取締役で構成するものとしております。親会社グループとの取引・行為等については、社内規程に則り、取引・行為等を実施する部署及び管理部門において、必要性、合理性及び妥当性について、事前に検証・確認することとしています。更に、重要な取引・行為等については、特別委員会の審議・答申を経た上で、取締役会にて意思決定を行います。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、大成建設株式会社の連結子会社であり、同社との間で締結した資本業務提携契約において、同社が当社取締役2名及び監査役1名を指名する権利を有することとされております。一方、同契約において、上場会社としての当社の経営上の独立性を維持するとともに、当社の意思決定は、株式発行を行う場合等の一定の事項を除き、当社の判断に委ねることとされており、当社の独立性の確保には問題ないものと考えております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤 秀樹	他の会社の出身者								○			
保坂 美江子	弁護士											
吉良 尚之	他の会社の出身者								○			
雑賀 和彦	他の会社の出身者								○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

加藤 秀樹	○	当社は、社外取締役の加藤秀樹氏が、代表取締役社長を務めるUBE三菱セメント株式会社から工事の受注並びに建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が両社の売上高に占める割合はどちらも1%未満であり、主要な取引先に該当するものではありません。	加藤秀樹氏は、当社の株主であるUBE三菱セメント株式会社(保有比率9.29%)の代表取締役社長であり、上場会社等の経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社社外取締役就任後は、これらの経験・見識等に基づき、独立した客観的な立場から適切な助言および監督をしていただいていることから、引き続き、当社の持続的な発展に貢献していただけるものと判断しております。当社は、UBE三菱セメント株式会社から工事の受注ならびに建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が両社の売上高に占める割合はどちらも1%未満と僅少であり、主要な取引先に該当するものではありません。従いまして、同氏の社外取締役としての独立性は確保されており、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。
保坂 美江子	○	——	保坂美江子氏は、PeA法律事務所の代表及び株式会社ジャノメの社外取締役を務め、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社社外取締役就任後は、これらの経験・見識等に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営に有用な助言・監督をしていただいていることから、引き続き、当社の継続的な発展に貢献していただけるものと判断しております。当社は、同氏が代表を務めるPeA法律事務所及び同氏が社外取締役を務める株式会社ジャノメとの間に取引はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。
吉良 尚之	○	当社は、社外取締役の吉良尚之氏が取締役専務執行役員を務める太平洋セメント株式会社のグループ会社から建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が太平洋セメント株式会社の連結売上高に占める割合は1%未満と僅少であり、同氏の社外取締役としての独立性は確保されております。	吉良尚之氏は、当社の株主である太平洋セメント株式会社(保有比率2.91%)の取締役専務執行役員であり、上場会社の経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社社外取締役就任後は、これらの経験・見識等に基づき、独立した客観的な立場から業務全般に係る適切な助言及び監督をしていただいていることから、引き続き、当社の継続的な発展に貢献いただけるものと判断しております。当社は、太平洋セメント株式会社のグループ会社から、建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が太平洋セメント株式会社の連結売上高に占める割合は1%未満と僅少であり、主要な取引先に該当するものではありません。従いまして、同氏の社外取締役としての独立性は確保されており、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。
雑賀 和彦	○	当社は、社外取締役の雑賀和彦氏が常務執行役員を務める住友電気工業株式会社から建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が同社の売上高に占める割合は1%未満と僅少であり、同氏の社外取締役としての独立性は確保されております。	雑賀和彦氏は、当社の株主である住友電気工業株式会社(保有比率1.05%)の常務執行役員であり、上場会社の執行役員として豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社社外取締役就任後は、これらの経験・見識に基づき、独立した客観的な立場から業務全般に係る適切な助言及び監督をしていただいていることから、引き続き、当社の継続的な発展に貢献いただけるものと判断しております。当社は、住友電気工業株式会社から建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が同社の売上高に占める割合は1%未満と僅少であり、主要な取引先に該当するものではありません。従いまして、同氏の社外取締役としての独立性は確保されており、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社内取 締役

補足説明 更新

1. 指名諮問委員会

当社は、取締役の指名に関する決定プロセスの客観性及び透明性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会では、取締役候補者の選任及び取締役の職務・日常業務分担委嘱等を審議し、取締役会に答申しております。

なお、2025年度における指名諮問委員会の各委員の出席状況については次のとおりであります。

取締役 森 拓也(委員長)4回/4回

社外取締役 加藤 秀樹 4回/4回

社外取締役 保坂 美江子 4回/4回

社外取締役 吉良 尚之 4回/4回

社外取締役 雑賀 和彦 4回/4回

また、2025年度の指名諮問委員会における具体的な検討内容は次のとおりであります。

- ・社長(最高経営責任者)の後継者計画に関する事項
- ・取締役兼務執行役員の異動に関する事項
- ・株主総会に付議する取締役候補者の選任に関する事項

2. 報酬諮問委員会

取締役及び執行役員の報酬決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能の向上を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会では、取締役及び執行役員報酬の構成・方針・決定手続き及び個人別報酬額等を審議し、取締役会に答申しております。

なお、2025年度における報酬諮問委員会の各委員の出席状況については次のとおりであります。

取締役 森 拓也(委員長) 4回/4回

社外取締役 加藤 秀樹 4回/4回

社外取締役 保坂 美江子 4回/4回

社外取締役 吉良 尚之 4回/4回

社外取締役 雑賀 和彦 4回/4回

また、2025年度の報酬諮問委員会における具体的な検討内容は次のとおりであります。

- ・取締役及び執行役員の報酬水準、報酬構成の妥当性に関する事項
- ・役員報酬に関する規程の改定に関する事項
- ・取締役及び執行役員の個人別報酬額に関する事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、内部監査の実効性を確保するため、経営監査室は監査役に年度内部監査計画を報告するとともに内部監査の進捗状況、内部監査結果及び指摘・提言事項等について定期的に意見交換を実施しております。また、経営監査室が実施した監査結果等の社内資料については、社外取締役を含む取締役及び監査役が確認することのできる環境を整備しているほか、経営監査室による監査結果を定期的に取締役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
名淵 一茂	他の会社の出身者										△			
堀口 佳秀	他の会社の出身者			△										

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
名淵 一茂	○	社外監査役の名淵一茂氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社の執行役員を務めておりました。当社は同社に株式事務代行業務を委託しておりますが、株式事務代行手数料等は僅少であります。	名淵一茂氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社の執行役員を務めたのち、エム・ユー・トラスト不動産管理株式会社代表取締役社長を務めており、金融機関における豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の社外監査役として、財務・会計に関する相当程度の知見を活かし、独立した客観的な立場から取締役の職務の執行を監査していただけるものと判断しております。当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社に株式事務代行を委託しておりますが、株式事務代行手数料等は僅少であり、主要な取引先に該当するものではなく、またエム・ユー・トラスト不動産管理株式会社については、当社との間に特別の利害関係はありません。従いまして、同氏の社外監査役としての独立性は確保されており、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。
堀口 佳秀	—		堀口佳秀氏は、当社の親会社である大成建設株式会社の業務執行者でありましたが、同社退職後は、社外監査役の要件を満たしております。同氏は、上場会社における監査、法務部門に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、独立した客観的な立場から取締役の職務の執行を監査していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
-------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下取締役を含み「取締役等」という。）を対象に、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。本制度は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としたものであり、当社グループ業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度であります。

本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しており、取締役等の退任後（当該取締役等が死亡した場合は死亡時。以下同じ。）に、BIP信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を業績目標の達成度等に応じて交付又は給付いたします。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役の報酬等の総額については、事業報告及び有価証券報告書において開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 役員報酬等に関する方針

当社は、取締役及び執行役員の報酬決定に関する手続の客観性及び透明性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会を設置しており、役員報酬等に関する方針、役員報酬規程及び個別報酬額等について、同委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しております。また、取締役会は、役員報酬等に関する方針に基づき、役員報酬制度及び役員報酬規程を策定し、同制度に基づき取締役の個別報酬額を決定していること、及び報酬諮問委員会においてこれらのことが審議され、同委員会の答申を受けて取締役会で決定していることから、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等が役員報酬等に関する方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員報酬等に関する方針の概要は、次のとおりであります。

1) 役員報酬の基本方針

当社の役員報酬制度は、経営の基本方針と行動指針を遵守、実践するために、コーポレートガバナンス・コードの原則（プリンシプル）に沿って以下を基本方針としております。

- ・長期経営ビジョンの実現に向けた適正なインセンティブとして機能するものであること
- ・会社業績との連動性があり、中長期的な企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
- ・株主との価値観の共有につながるものであること
- ・優秀な人財の確保に資するものであること

2. 報酬水準、報酬構成及び報酬構成比率の考え方

1) 報酬水準

当社役員の報酬水準は、役員の役割と責任に応じ制度別に基本金額を定めております。なお、基本金額の設定においては、外部専門機関の報酬調査データを用い、同規模企業・同業他社の報酬水準と比較を行い、競争力のある報酬水準を維持しております。

2) 報酬構成

役員報酬構成は取締役（社外取締役、非業務執行取締役（以下併せて「社外取締役等」と言います）を除く）と社外取締役等及び監査役とで異なる構成とします。

- ・取締役（社外取締役等を除く）の報酬：基本報酬（固定報酬）、賞与、業績連動型株式報酬で構成
- ・社外取締役等及び監査役の報酬：基本報酬（固定報酬）のみで構成

3. 報酬の内容

1) 基本報酬（固定報酬）

基本報酬は、競争力のある報酬水準とし、役員の役割と責任に応じて、月例の固定報酬として金銭で支給します。

2) 賞与

賞与は、各事業年度の業績目標を着実に達成するためのインセンティブと位置付け、各事業年度の業績達成状況に応じて、毎年一定の時期に金銭で支給します。支給額は、標準的な業績達成度の場合の金額を100%とした場合、0～200%の範囲で変動します。

3) 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブと位置付け、中期経営計画の達成度に応じた数の株式を、退任後に交付（一部は換価処分金相当額 of 金銭を支給）します。交付時期を退任時とすることで中期経営計画期間中のみならず、更に長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを企図しております。

交付株式数は、標準的な業績達成度の場合の株式数を100%とした場合、0～125%の範囲で変動します。

4. 報酬構成比率

報酬構成の比率については、役員報酬の基本方針及び同規模企業・同業他社の報酬水準を踏まえ決定することとしており、以下の比率としております。

（注）業績連動報酬が標準的な業績達成度であった場合の報酬構成比率を記載しております。

- ・取締役（社外取締役等を除く）の報酬：基本報酬（固定報酬）約70%、賞与約13%、業績連動型株式報酬約17%で構成
- ・社外取締役等及び監査役の報酬：基本報酬（固定報酬）のみで構成

5. 報酬決定プロセス

基本報酬（固定報酬）は役職に応じ以下のとおり決定します。

- ・取締役については、あらかじめ取締役会においてその役割と責任に応じた基本金額を規程に定めており、これに基づき、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、報酬諮問委員会で審議の上、取締役会で決定します。
- ・監査役については、その役割と責任に応じた基本金額を基に、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、監査役同士の協議で決定します。

業績連動報酬（賞与・業績連動型株式報酬）は業績目標値と達成基準等を報酬諮問委員会で審議の上、あらかじめ取締役会において決議し、規程に明文化した上で運営します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会開催について必要な場合は事前に資料の配付を行うとともに説明を行っております。また、社外監査役については、経営会議等の資料を事前配付しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			— 名		
その他の事項					

制度はあるが現在は対象者がいない

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社です。取締役の総数は12名であり、取締役会において重要事項の意思決定をしております。また、社外取締役の4名からは、それぞれ経営者、業務執行者並びに法律専門家としての豊富な経験と幅広い視点から助言と指導を受けております。

また、監査役の総数は3名で、全員が常勤監査役に選定されております。3名のうち2名は社外監査役であり、そのうち1名は金融機関出身者で財務・会計に関して相当の知見を有しております。監査役会として、独立した立場から監督・監視を行っており、内部監査を担当している経営監査室と連携し、年度内部監査計画を協議するとともに内部監査結果及び指摘・提言事項等につき、相互に意見交換する等、適正に業務が執行されているかを厳正に監査できることから、本体制を採用しております。

2. 会社の機関の基本説明

・当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定機関である取締役会の活性化及び迅速化並びに監督と業務執行の分離による経営の効率化を図っております。

・取締役会に付議される重要案件については、月2回開催する経営会議において慎重且つ迅速に審議しております。

・取締役の指名に関する決定プロセスの客観性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会では、取締役候補者の選任及び取締役の職務・日常業務分担委嘱等を審議し、取締役会に答申しております。

・取締役及び執行役員の報酬決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能の向上を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会では、取締役及び執行役員報酬の構成・方針・決定手続き及び個人別報酬額等を審議し、取締役会に答申しております。

・当社と親会社グループ(親会社及びその子会社)との取引において少数株主の利益を保護することを目的に、取締役会の諮問機関として特別委員会を設置しております。特別委員会では、親会社グループとの間で行う重要な取引・行為等について、当該取引の必要性、合理性及び妥当性を審議し、取締役会に答申しております。

・当社は、経営会議の下にサステナビリティ推進委員会を設置し、経営理念に基づいたサステナビリティ基本方針を掲げ、事業活動を通じて持続可能な社会の実現を目指すとともに、当社の持続的成長を追求し、当社の効率的な課題解決に向けた取り組みを行っております。

・社長・本部長・執行役員・支店長等で構成する本部長・支店長会議を設置し、原則月1回、各本部・支店より受注・損益・業務遂行状況等を報告させ、必要に応じて具体的な施策を協議するほか、経営に係る戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項の周知徹底を図っております。

・監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されており、監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について監視を行っております。また、監査役監査基準に準拠し、監査役の補助使用人として監査役付を1名配置し、監査職務を補助する体制を整えております。

3. 取締役会の活動状況

2025年度における個々の取締役の取締役会出席状況については次のとおりであります。

取締役 森 拓也 13回/13回

取締役 櫻林 美津雄(注1) 11回/11回

取締役 岩崎 信樹 13回/13回

取締役 佐々木 晋 13回/13回

取締役 寒川 勝彦(注1) 11回/11回

取締役 大山 博明(注1) 11回/11回

取締役 羽場 幸男 13回/13回

取締役 川原 利朗(注2) 2回/2回

社外取締役 加藤 秀樹 13回/13回

社外取締役 保坂美江子 13回/13回

社外取締役 吉良 尚之 13回/13回

社外取締役 雑賀 和彦 13回/13回

注1: 櫻林美津雄、寒川勝彦及び大山博明の各氏は、2025年6月20日開催の第77回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

注2: 川原利朗氏は、2025年6月20日開催の第77回定時株主総会をもって退任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

2025年度の取締役会における具体的な検討内容は次のとおりであります。

- ・中期経営計画の進捗状況に関する事項
- ・指名諮問委員会、報酬諮問委員会及び特別委員会の答申内容に関する事項
- ・利益相反取引及び関連事業者間取引に関する事項
- ・内部統制の評価に関する事項
- ・政策保有株式の保有適否に関する事項
- ・決算、予算及び業績に関する事項
- ・子会社及び関連会社に関する事項
- ・サステナビリティ推進活動に関する事項

4. 監査役状況

・監査役の総数は、社外監査役2名を含む3名であり、全員が常勤監査役に選定されております。各監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について監視を行っております。また、監査役会として、独立した立場から監督・監視を行っており、会計監査人及び内部監査を担当している経営監査室と連携し、適正に業務が執行されているかを厳正に監査しております。なお、常勤監査役の名淵一茂氏は、金融機関出身者で財務・会計に関して相当の知見を有しております。

・当社は、監査役監査基準に準拠し、監査役の補助使用人として監査役付を1名配置することで、監査役職務を補助する体制を整えております。

・常勤監査役の活動状況については、年間の監査計画に従い、重要会議への出席、支店・営業所・工場・関係会社・現場への往査あるいは視察、取締役・執行役員・上級管理職等へのヒアリング、重要な書類の閲覧、代表取締役社長執行役員との意見交換、会計監査人からの報告聴取及び情報交換、監査計画の妥当性を含む会計監査人の監査結果の相当性評価などを行っております。また、社外取締役との情報共有も実施しております。

5. 会計監査の状況

当社は2005年3月期から会計監査業務を有限責任 あずさ監査法人に委嘱しております。当社の会計監査業務を執行する公認会計士(指定有限責任社員・業務執行社員)は、森本泰行、前田貴史の2氏であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、会計士試験

合格者等12名、その他20名であります。

当社の監査法人の選定方法は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(日本監査役協会)を踏まえ、①品質管理②監査チーム③グループ監査④不正リスク対応の4点を中心に評価した上で、監査役会の定めた方針に従って選定することとしております。有限責任あずさ監査法人は、それらについて十分な体制を整備しており、過年度の監査状況から業務を執行した公認会計士や補助者について十分なリソースを当社に割いていると判断されること、また監査体制について疑義を認められないことから当監査法人を選定しております。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合及び会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合を解任又は不再任の決定の方針としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社です。取締役の総数は12名であり、取締役会において重要事項の意思決定をしております。また、社外取締役の4名からは、それぞれ経営者、業務執行者並びに法律専門家としての豊富な経験と幅広い視点から助言と指導を受けております。また、監査役の総数は3名で、全員が常勤監査役に選定されております。3名のうち2名は社外監査役であり、そのうち1名は金融機関出身者で財務・会計に関して相当の知見を有しております。監査役会として、独立した立場から監督・監視を行っており、内部監査を担当している経営監査室と連携し、年度内部監査計画を共有するとともに内部監査結果及び指摘・提言事項等につき、相互に意見交換する等、適正に業務が執行されているかを厳正に監査できることから、本体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知を法定期限より早く発送することとしており、また、招集通知を発送する数日前にTDNET及びWebサイトで公表することとしております。 (本年は、招集通知発送日6/2、発送前Web開示5/28) 発送日前Web開示は、当社の現況及び他社事例も踏まえ、さらに早期化に努めて参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、当社株主総会により多くの株主の皆様がご出席いただけるよう、集中日を回避した株主総会の開催に努めております。2026年の株主総会は、6月22日(月)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使の機会を提供しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、議決権行使の環境作りとして、議決権の電子行使及び機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームを導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家への対応として、招集通知(通知本文・参考書類)を英訳して適時に開示しております。
その他	当社は、株主の皆様が議案を検討する時間を少しでも多く持って頂けるよう、株主総会招集ご通知を発送する2営業日前に、TDnet及びWebサイトに掲載いたしました

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	WebサイトのIR情報で公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、2026年6月に2026年3月期決算説明会を実施し、その説明会の動画をWebサイトに掲載しております。また、2025年12月に2026年3月期第2四半期決算説明会の動画をWebサイトに掲載しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報として(1)決算短信(2)事業報告(3)業績の推移(4)貸借対照表・損益計算書(5)株主総会招集通知(6)決算説明会・中期経営計画説明会資料(7)その他適時開示資料を掲載しております。	

IRに関する部署(担当者)の設置

IR担当役員:取締役常務執行役員管理本部長
IR担当部署:総務部

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの信頼と期待に応えるべく、経営理念、行動指針、サステナビリティ基本規程、及びコミュニケーション基本規程において定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境保全活動等のステークホルダーコミュニケーションを紹介する「統合報告書」を毎年発行し、Webサイトにも掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コミュニケーション基本規程に情報開示方針を規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム(取締役の職務の執行が法令・定款に適合すること等、会社の業務の適正を確保するための体制)構築の基本方針として以下の事項を定めています。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は「経営理念」・「行動指針」を定めるとともに社内規程を整備し、コンプライアンス体制を確立する。
- (2)取締役、執行役員及び全ての使用人は「経営理念」・「行動指針」を遵守、実践して企業倫理の確立に取り組み、公正な企業活動を通じて社会に貢献するとともに、創造的で清新なる企業風土を築く。
- (3)当社は、「人権と多様性の尊重」「安全最優先」「コンプライアンスの徹底」「サステナビリティへの貢献」を取締役、執行役員及び全ての使用人の行動指針とする。
- (4)当社は、経営会議の下にサステナビリティ推進委員会を設置し、コンプライアンスを推進するための制度を構築する。
- (5)当社は、業務執行部門から独立した経営監査室を設置し、各部署に対し定期的に内部監査を実施し、取締役会・監査役へ報告する。
- (6)当社は、コンプライアンス上疑義ある行為について、使用人が社内の通報窓口、又は社外の弁護士を通じて会社に通報、相談できる内部通報制度を構築し、通報者の保護を図るとともに、潜在する問題点を把握して自浄作用を発揮し、法令遵守の実現を図る。
- (7)当社は、行動指針に則り、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力からの不当な要求を毅然として排除する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか、経営会議議事録、稟議書等取締役の職務の執行、意思決定に係る情報が記載された文書を、関連資料とともに、文書、情報に関する諸規程の定めるところに従い、適切に保存し管理する。

(2)情報の閲覧

取締役及び監査役は当社の定める手続きに従い、いつでも、前項の文書を閲覧することができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、リスク管理の基礎として、ピーエス・コンストラクショングループサステナビリティ基本規程、リスクマネジメント基本規程の他関連諸規程を定め、これらの規程に従ったリスク管理体制を構築するものとする。
- (2)当社は、不測・重大な事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)執行役員制度

当社は、執行役員制度を導入し、取締役は経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等経営機能に専念し、取締役会は業務執行権限を執行役員に委嘱して執行責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る。

(2)指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社は取締役の指名に関する決定プロセスの客観性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的に指名諮問委員会を設置し、また取締役・執行役員の報酬決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能の向上を図ることを目的に報酬諮問委員会を設置し、それぞれの委員会は取締役会の諮問を受け、審議し答申する。

(3)経営会議

当社は、職務執行の決定が適切かつ機動的に行われるため社長及び主要な執行役員で構成する経営会議を設置し、原則月2回、全社及び当社グループ全体の経営に係る戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項を審議する。さらに、代表取締役あるいは、取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うために、取締役会付議事項について事前に慎重な審議を行い、代表取締役及び取締役会の意思決定に資するものとする。

(4)サステナビリティ推進委員会

当社は、経営会議の下にサステナビリティ推進委員会を設置し、経営理念に基づいたサステナビリティ基本方針を掲げ、事業活動を通じて持続可能な社会の実現を目指すとともに、当社の持続的成長を追求し、当社の効率的な課題解決に向けた取り組みを行うものとする。

(5)本部長・支店長会議

当社は、社長・主要な執行役員・支店長等で構成する本部長・支店長会議を設置し、原則月1回、各本部・支店より受注・損益・業務遂行状況等を報告させ、必要に応じて具体的な施策を協議するほか、経営に係る戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項の周知徹底を図る。

5. 当社と親会社における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、親会社との間で資本業務提携契約を締結し、親会社グループ(親会社及びその子会社)の施工技術、研究開発力、その他の経営資源を活用する等、親会社グループとの連携を強化し、グループシナジーを追求しつつ、一方で、上場会社として求められる経営の独立性を保持し、企業価値向上のための経営資源を自らが決定し、保有・確保するとともに、株主間の利益相反問題に配慮しながら当社の持続的成長を図る。

(2) 当社は、特別委員会を設置し、親会社グループとの間で行う重要な取引・行為等について、当該取引の必要性、合理性及び妥当性について、特別委員会による審議・答申を経て、取締役会において意思決定を行うなど、親会社グループとの取引・行為等の公正性を確保するための体制を整備・運用する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの経営理念と行動指針に基づき、当社グループ一体となった法令遵守を推進する。また、財務報告に係る内部統制に関し、評価する仕組みを確立して、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、国内関係会社管理規程を定め、同規程に基づき子会社運営を実施するものとし、当社の取締役等と子会社の取締役等との間で定期的に会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受ける他、必要に応じ、当社の取締役、執行役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督・監査を行うものとする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、ピーエス・コンストラクショングループサステナビリティ基本規程及びリスクマネジメント基本規程を定めることで、子会社にリスク管理体制を構築させ、定期的に報告を受けるものとする。

② 当社は、子会社において損失リスクが発生した場合には、国内関係会社管理規程に従い、速やかに当社へ報告させるものとし、当社及び当該子会社間で対策を協議・実施することで、損失の拡大を防止する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、子会社におけるコンプライアンスの周知・徹底及び推進のための啓発活動を支援する。

② 当社は、当社の取締役等と子会社の取締役等が定期的な会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けるものとする。

③ 当社は、当社の経営監査室による子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の社長並びに監査役に報告するとともに、子会社の代表取締役へ通知する。

7. 監査役の職務の執行のための必要な体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査基準に規定する「監査職務を補助する体制」について監査役と協議し、その使用人の配置に努める。

(2) 前号の使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役会に対し、あらかじめ監査役の補助使用人の人事異動等に係る事項について同意を得るものとする。

取締役は、監査役の補助使用人の配置について、監査役と執行側からの指揮命令が相反しないように配慮し、補助使用人を選任する。また、補助使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

(3) 監査役への報告に関する体制

① 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役は、法律に定める事項のほか、取締役、執行役員又は使用人からの監査役に対する報告事項について、あらかじめ監査役と協議して定めることができる。

前記の他、監査役はいつでも必要に応じ取締役、執行役員又は使用人に対して報告を求めることができ、取締役、執行役員又は使用人は求められた報告事項について報告するものとする。

② 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項や法令及び定款違反に関する重大な事実を発見又は報告を受けた場合は、遅滞なく当社監査役に報告する。当社は、当社グループの内部通報制度及び当社の経営監査室による各子会社の内部監査等を通じて得た情報を、当社監査役に定期的に報告する。

(4) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役に相談・通報を行った者に対し、当該相談・通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない旨を社内規程等で定めることにより当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けない体制を確保する。

(5) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役と協議の上、監査役の職務を執行するのに必要である予算をあらかじめ定める。また、予算の有無に拘わらず、監査役が外部専門家に依頼した費用などを含め、職務を執行するために発生した費用を請求した時は、職務の執行に必要なことが認められた場合を除き、監査役に償還するものとする。

(6) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合等を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する等、監査役との相互認識を深めるように努める。社外取締役は監査役と定期的に会合等を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する等、監査役との相互認識を深めるように努める。

監査役は、自らの判断により会社の重要な会議に出席できるものとする。

8. 財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行うための体制

当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を審議して、社長に報告するための諮問機関として金融商品取引法財務報告内部統制評価会議を設置し、金融商品取引法令に則った財務報告に係る情報の信頼性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、行動指針において「暴力団対策法の趣旨に則り、暴力団やすべての反社会的団体等との関係を拒絶し、いかなる要求にも応じない」ことを明記しております。また、「特殊暴力防止対応マニュアル」を定め、全役職員に対して周知徹底を図っております。

反社会的勢力からの不当要求に対しては、総務部門及び法務部門が連携し、必要に応じて警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り対応することとしております。

協力会社との工事請負契約約款に「反社会的勢力の排除」条項を記載しております。

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

サステナビリティを重視する経営によりステークホルダーの信頼と期待に応えられるよう体制強化に向けて取り組んでまいります。

スキルマトリックス

氏名	地位	企業経営	法務・ 内部統制、 財務・会計	グローバル	業界知見 ※	技術開発・ D X	環境・ 安全・ 品質
森 拓也	取締役会長	○		○	○	○	○
櫻林 美津雄	代表取締役	○		○	○		
岩崎 信樹	取締役	○	○		○		○
佐々木 晋	取締役	○	○	○	○		○
寒川 勝彦	取締役	○			○		
大山 博明	取締役	○			○	○	○
田原 道和	取締役				○		
羽場 幸男	取締役	○	○		○		
加藤 秀樹	社外取締役	○	○		○		
保坂 美江子	社外取締役		○	○			
吉良 尚之	社外取締役	○			○		
雑賀 和彦	社外取締役	○		○	○		
名淵 一茂	常勤監査役	○	○		○		
堀口 佳秀	常勤監査役		○	○	○		
川原 利朗	常勤監査役	○			○		

※土木・建築・不動産、並びにそれぞれの関連領域の事業推進のために必要な知見

適時開示体制の概要

当社は、金融商品取引法その他関連法規が定める重要な内部情報（以下「適時開示情報」といいます）を適時適切に開示するために、当社の社内規程「インサイダー取引等防止管理規則」に従って適時開示情報を以下のとおり取り扱っております。

1. 当社及び子会社において適時開示情報が発生した場合は、速やかに総務部へ報告する体制となっております。
2. 適時開示情報の「決定事実」については、取締役会による決議・決定が行われた後、速やかに開示することとしております。
3. 適時開示情報の「発生事実」については、適時開示の重要性を勘案し、代表取締役の承認により発生事実を速やかに開示する場合があります。

